

令和8年度

横手西部農業水利事業

横手西部地区事業再評価資料作成他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局平鹿平野農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

本業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、国営横手西部農業水利事業における令和9年度の事業再評価（2回目）の実施に当たり、事業地区全域に係る社会情勢の変化等について現状を把握・分析し、農業情勢調書等の資料を作成するとともに、技術検討会資料の作成を行うものである。併せて、改修した農業水利施設が地域の農業振興に果たしている役割・効果等に関するPR資料の更新を行うものである。

(場 所)

第1-3条

本業務において対象とする位置は、秋田県横手市及び大仙市地内であり、別紙-1に示すとおりである。

(事業概要)

第1-4条

本業務の対象となる国営土地改良事業の概要は次のとおりである。

主要工事：排水路 8路線 L＝48.2km（改修）

事業工期：平成24年度～令和11年度

総事業費：43,906百万円（令和4年度単価）

受益面積：9,071ha（田：9,071ha、畑：－）

その他：事業変更計画は令和7年8月に確定。事業再評価（1回目）は令和4年度。

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。

1. 作業実施の順序及び方法等は、監督職員と密接な連携を取り作業の円滑な推進を図るものとする。
2. 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた時は速やかにこれに応じるものとする。
3. 作業に従事する技術者は対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。

(管理技術者)

第 1－6 条

管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村環境 農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画、農村環境
博士	農学	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

(担当技術者)

第 1－7 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－8 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1－9 条

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条

本業務の設計に関しては、次の図書を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	農業農村整備事業計画作成便覧 (農業農村整備事業計画研究会 編)	(株) 地球社	平成15年 8 月
2	新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株) 大成出版	平成27年 9 月
3	国営土地改良事業等再評価実施要領	農林水産省農村振興局長・ 生産局長通知	平成22年 8 月 (最終改正)
4	土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について	農林水産省農村振興局長 通知	平成20年 3 月 (最終改正)
5	土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について	農林水産省農村振興局企 画部長通知	令和 4 年 4 月 (最終改正)
6	土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について	農林水産省農村振興局整 備部土地改良企画課通知	令和 5 年 4 月 (最終改正)
7	執務参考資料「令和 5 年度国営土地改良事業等再評価の運営について」	農林水産省農村振興局整 備部	令和 5 年 5 月
8	国産農産物安定供給効果について	農林水産省農村振興局整 備部長通知	令和 5 年 4 月
9	土地改良事業の費用対効果分析における参考資料等について	農林水産省農村振興局整 備部事務連絡	令和 5 年 9 月

(貸与資料)

第 2－2 条

貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数量
1	国営横手西部土地改良事業変更計画書	1 部
2	平成 28 年度 横手西部地区事業推進検討業務	1 部
3	令和 3 年度 事業再評価検討資料作成業務	1 部
4	令和 4 年度 横手西部地区再評価取りまとめ業務	1 部
5	令和 4 年度 横手西部地区事業計画諸元検討補足設計業務	1 部
6	令和 5 年度 横手西部地区事業変更計画取りまとめ業務	1 部
7	令和 6 年度 横手西部地区事業変更計画取りまとめ補足業務	1 部

なお、上記以外に必要な資料等がある場合は監督職員と協議するものとする。

(貸与資料の取扱い)

第 2－3 条

第 2－2 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場

- 合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (3) 貸与資料で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。

第3章 作業内容 (作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、下表のとおりである。詳細は別紙-2作業項目内訳表に○印で示すものとする。

作 業 項 目	数量	備 考
1. 資料の検討	1 式	
2. 農業情勢調書等の作成	1 式	
3. 総事業費及び年効果額の算定	1 式	
4. 現状分析	1 式	
5. 「環境との調和への配慮」調書の作成	1 式	
6. 「事業コスト縮減等の可能性」調書の作成	1 式	
7. 技術検討会資料（案）の作成	1 式	
8. 広報資料原稿の作成	1 式	
9. 点検とりまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条

設計等作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 作業項目に示す「技術検討会資料（案）」は、東北農政局事業管理委員会幹事会に使用することから、令和8年12月上旬を目途に素案をとりまとめるものとするが、詳細な時期については監督職員の指示によるものとする。
- (4) 作業項目に示す「広報資料原稿の作成」は、平鹿平野地域の営農組合等に聞き取り調査を実施のうえ、土地改良長期計画（R7.9）の政策目標に沿った内容への更新を行うため、「稔り豊かな平鹿平野をめざして」の更新（原稿のみ）を行うものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回：作業着手の段階

第2回：中間打合せ（貸与資料・既存資料整理段階）

第3回：中間打合せ（費用対効果算定段階）

第4回：中間打合せ（技術検討会資料（案）作成段階）

最終回：報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

（成果物）

第5－1条

成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）により別途1部提出するものとする。

2. 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県横手市大屋新町字大平99－39

東北農政局平鹿平野農業水利事業所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

（1）第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

（2）第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。

（3）第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。

（4）履行期間の変更が生じた場合。

（5）関係機関との対外協議等により業務計画等に変更が生じた場合。

（6）その他。

（業務スライドの試行）

第6－2条

（1）本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。

（2）発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。

（3）発注者又は受注者は、（2）の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15

を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。

- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第7章 業務管理

(業務管理)

第7―1条

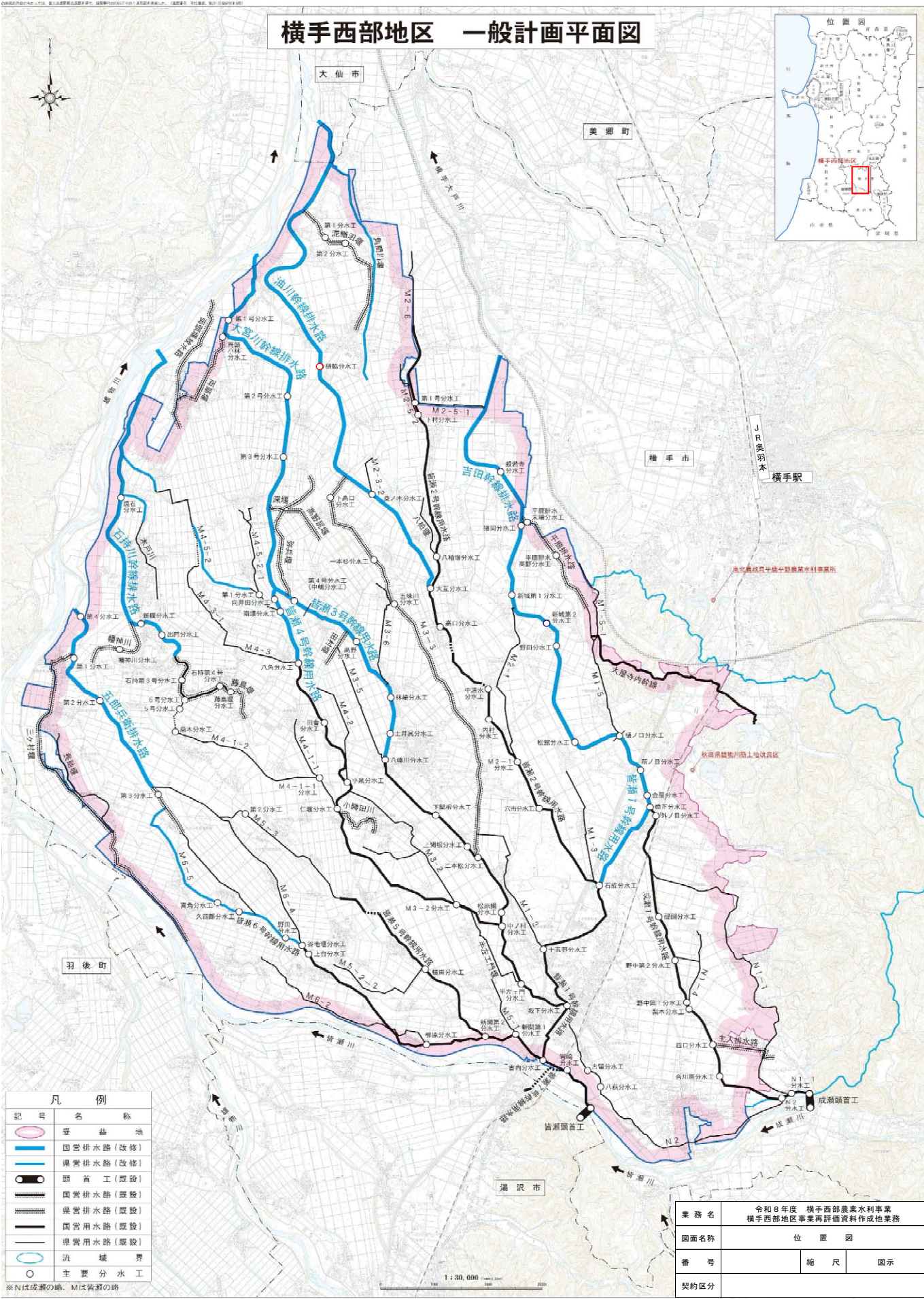
- (1) 本業務は、受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8―1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 実施欄
1. 資料の検討	事業評価のために必要な情報収集を行う。 収集した資料及び貸与資料の内容を把握し、作業計画を作成する。	○
2. 農業情勢調書等の作成		
2-1. 社会経済情勢の変化		
(1)産業別就業人口の動向	産業別就業人口の動向について、国勢調査結果（過去3調査年）により整理する。	○
(2)地域経済の動向	農業粗生産額、製造品出荷額、商品販売額の動向について、現計画策定時5ヶ年と直近5ヶ年を農林水産統計年報、工業統計表、商業統計法により整理する。	○
(3)農業の動向	農業経営体、土地、主要作物、大家畜、地域指定の動向について、農林業センサス（過去3調査年）により整理する。	○
(4)経営耕地面積規模別及び経営体区分別農業経営体数の整理	経営耕地面積規模別経営体数、経営体区分別農業経営体数について、農林業センサス（過去3調査年）により整理する。	○
(5)認定農業者数の推移	認定農業者数（経営体）及び認定農業者数（法人）の推移について、農業経営改善計画の認定状況により整理する。	○
(6)法人化の協業経営及び組織形態別集落営農数の推移	法人化の協業経営及び組織形態別集落営農数の推移について、農林業センサス（過去3調査年）及び集落営農実態調査により整理する。	○
2-2. 費用対効果分析の基礎となる要因の変化		
(1)営農計画	作付面積、単位面積当たり収量、作付率について、現計画に基づき現況と計画の作物毎に整理するとともに、各種振興計画から今後の作物振興の見直しについて整理する。	○
(2)農業振興計画等の見直し状況	事業計画時と現在の県、市町村、農協等の農業振興計画等の見直し状況について整理する。	○
(3)農産物等の動向	作付面積、農産物価格、労賃単価、単位面積当たり収量について、現計画策定時5ヶ年と直近5ヶ年を農林水産統計年報、農産物価統計等により整理・対比し、変化の状況及び要因について検討する。	○
3. 総事業費及び年効果額の算定		
3-1. 総費用の算定	再評価時点の費用対効果分析における総費用を整理する。	○
3-2. 年効果額の算定	事業計画時の資料に基づき、主に時点修正を行い、年効果額を整理する。また、その根拠資料を整理する。	○
3-3. 費用対効果分析の整理	上記で算定した総費用、年効果額を基に費用対効果分析を行うとともに、その変動要因等を分析・整理する。	○
4. 現状分析		
4-1. 農業振興の必要性	優良農業地域（食料供給基地）、地区の社会経済情勢、農業振興計画等の変化から農業振興の必要性について検討する。	○
4-2. 上位計画との整合	最近の各種農業施策（農林水産業・地域の活力創造プラン等）との整合について検討する。	○
4-3. 一部効用の確認	一部施設の供用開始、農業への多面的効果、その他波及的効果の発現について検討する。	○
4-4. 事業評価の妥当性	営農計画、経済効果等に関わる基礎的要因より、事業評価の妥当性について検証する。	○
4-5. 事業継続の必要性	農村振興の必要性、事業評価の妥当性より、事業継続の必要性について検討する。	○
5. 「環境との調和への配慮」調書の作成	環境との調和への配慮の内容について調書を作成する。	○
6. 「事業コスト縮減等の可能性」調書の作成	事業コスト縮減に関して、評価時点までに行った取り組みと今後予定している取り組みについて調書を作成する。	○
7. 技術検討会資料（案）の作成		
7-1. 事業評価結果（案）	2. 農業情勢等調書の作成～4. 現状分析までの作業項目を踏まえ、事業評価結果（案）について所定の様式に整理する。	○
7-2. 事業評価説明資料	事業評価に当たっての第三者による「技術検討会」での説明資料（パワーポイントを含む）について作成する。	○
7-3. 事業評価説明資料基礎資料	事業評価説明資料の基礎資料について整理する。 事業評価に当たって想定される課題を検討し、その項目とその内容について整理する（想定問作成を含む）。	○
8. 広報資料原稿の作成	作業項目2、3、4及び農業法人等への聞き取りを基に、土地改良長期計画（R7.9）の政策目標に沿った内容について、地域住民の理解を図るPR資料の原稿を更新する。（A4版カラー見開き10頁程度）	○
9. 点検とりまとめ	各作業項目の成果品について、点検とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○